

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 財政調整積立金設置管理規程

平成 22 年 9 月 1 日

神社協規程第 46 号

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下「**本会**」という。）の将来にわたる財政の健全な運営と活動基盤の維持、及び不時の支出に備えるため、財政調整積立金（以下「**積立金**」という。）を設置し、その管理及び処分について必要な事項を定めることを目的とする。

(積立て)

第 2 条 積立金に積み立てる額は、本会の自主財源をもってあて、毎年度予算で定めるものとする。

2 積立金の総額は、理事会において定めた金額を超えない範囲とする。

(積立金の管理)

第 3 条 積立金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管するものとする。

(益金の処理)

第 4 条 積立金から生じた利息等は、社会福祉事業区分収入予算に計上する。

(繰替運用)

第 5 条 会長は、本会の事業遂行上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法等で、積立金の一部を現金に繰り替えて運用することができる。

(積立金の処分)

第 6 条 積立金の処分は、次の各号の一に該当する場合に限り行い、必要な場合は他の会計に繰り入れることができる。

- (1) 当該事業の健全な運営を行う上で、資金に不足が生じた、あるいは生じる可能性がある場合において、社会福祉事業区分収支予算に計上して当該不足額に充当するとき。
- (2) 事業運営上不可欠な固定資産物品を取得または修繕するための財源にあてるため、社会福祉事業区分収支予算に計上して当該不足額に充当するとき。
- (3) 経済事情の急激な変動等により著しく財源が不足するとき
- (4) 災害により生じた経費、及び災害ボランティアセンター運営のための財源にあてるとき
- (5) 緊急に実施する必要がある大きな事業に要する経費の財源が不足するとき
- (6) その他、会長が特に必要と認めるとき

2 前項の規定による積立金の処分は、前項第 1 号または第 2 号の場合を除き、理事会の同意を得、評議員会の議決を経なければならない。ただし、大規模災害発生時などこれによりがたい場合は会長の専決により必要額を処分し、結果を理事会、評議員会へ報告するものとする。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。